様式第１５号（第７条関係）

|  |
| --- |
|  　　　　　第　　　　　号　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日　　　　　　　　　　　　　　様 　　　　　　　　　　　　伊勢崎市長 印住居確保給付金支給中断通知書　　　年　　月　　日第　　　　　号により支給決定した住居確保給付金について、次のとおり支給を中断することとしたので通知します。１　支給中断時期　　　　　　　　年　　月から（　　　　年　　月家賃相当分から）２　支給中断の理由　　　疾病または負傷により、求職活動が困難になったため |

（注意事項）

　１　中断を決定した日から、原則１月に一度、市に連絡を行い、体調及び生活の状況について相談を行ってください。市への連絡等を怠った場合は、住居確保給付金の中止決定を行う場合があります。

２　心身の回復後に求職活動等を再開でき、支給要件に該当する場合は、住居確保給付金を再開することができます。再開を希望する場合は、住居確保給付金支給再開届（様式第１６号）を市に提出して下さい。

　３　中断期間は、中断決定日から最大２年間です。２年を経過しても再開できない場合は、住居確保給付金の支給を中止します。

教示

１　この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内に、伊勢崎市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

２　この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、伊勢崎市を被告として（訴訟において伊勢崎市を代表する者は伊勢崎市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記１の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

３　正当な理由があるときは、上記１及び２の期間を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。